

栃木県入札適正化委員会（第2回）の概要について

- 1 開催日 平成29年12月14日(木) 午後2時から
- 2 開催場所 東館3階 入札室2
- 3 出席委員 委員長 阪田 和哉 宇都宮大学地域デザイン科学部准教授
委員 小野 民樹子 弁護士
委員 齊藤 弘江 建築士
委員 藤島 博英 足利工業大学工学部講師
委員 横須賀 徳博 弁護士
(委員5名中、出席委員5名)
- 4 審議対象期間 平成29年4月1日から平成29年9月30日まで
- 5 対象案件 総数 738件
抽出案件 5件
(内訳：一般競争入札 2件、指名競争入札 2件、随意契約 1件)
- 6 議事等の概要

(1) 報告事項

ア. 入札及び契約手続きの運用状況、指名停止の運用状況等について

事務局から、今回の審議対象期間中に発注した工事及び指名停止の運用状況について報告しました。
また、再苦情処理については、今回は対象案件がない旨報告しました。

イ. 抽出事案の選定理由について

小野委員から抽出事案を選定した際の理由について報告がありました。

(2) 審議事項

1 「一般国道121号桑島大橋橋梁補修工事」について

- ・工事箇所 宇都宮市下桑島町
- ・県土整備部道路保全課発注（一般競争入札）

2 「旧小山警察署庁舎解体工事」について

- ・工事箇所 小山市若木町1-6-40
- ・県土整備部建築課発注（一般競争入札）

3 「(仮称) 窯業技術支援センター複合施設新築工事」について

- ・工事箇所 芳賀郡益子町益子695
- ・県土整備部建築課発注（指名競争入札）

4 「耐震補強工事 小松原中継ポンプ場その1(補助下水)」について

- ・工事箇所 鬼怒川上流流域下水道小松原中継ポンプ場 日光市木和田島
- ・県土整備部下水道事務所発注（指名競争入札）

5 「平成29年度森林路網整備事業 法面工工事」について

- ・工事箇所 日光市湯西川 林道湯西川前沢線2号箇所
- ・環境森林部県西環境森林事務所発注（随意契約）

(3) 審議結果について

いずれの審議案件とも適正であると認められました。

主な質疑については次のとおりです。

【審議事項1について】

Q 入札結果について、無効と記載されている者がいますが、無効の理由を教えてください。

A 予定価格を上回った金額で入札を行ったためです。

Q 工期について、当初から年度を跨ぐ工期を設定しているのですか。

A 当初から設定しております。

Q 今回、橋脚について3基を発注した理由を教えてください。

A 橋脚は全部で10基あります。予算を考慮し平成26年度から耐震化工事を順次発注し、今回3基の耐震化を行うことにより完了します。

Q 分割発注に係る入札条件を設定していますが、設定基準を教えてください。

A 同一事務所管内で同時期に発注する工事になりますので、工事受注機会を確保する等の理由で設

定を行いました。

【審議事項2について】

- Q 入札結果について、無効や失格と記載されている者がいますが、理由を教えてください。
- A 無効については、予定価格を上回った金額で入札を行ったためです。失格については、低入札調査基準価格を下回った金額で入札した者について、基本調査を行ったところ、一般管理費の額が基準を下回ったため失格になったものです。
- Q 「総合評価落札方式に関する評価調書」について、備考欄に「修正」と記載されているが理由を教えてください。
- A 評価項目のうち、地域活動実績について当初、路河川業務委託における二次下請としての実績を評価しませんでした。被評価者からの疑義照会を受け、実績として認めることとしたため点数を修正しております。
- Q 疑義照会とはどのようなタイミングで行われるのですか。
- A 価格以外の評価点の公表後、被評価者からの疑義の照会を受け付ける期間を設けております。
- Q 施工体制評価点がマイナス10点となっている入札参加者については、落札結果に大きな影響があったと思いますが、提出された資料に何か大きな不備があったのですか。
- A 当該参加者については、低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行い、基本調査を行いました。失格にはならなかったため、施工体制確認審査を行いました。当該審査において、提出された資料について、審査を行いました。その記載の不備や書類の未添付がありましたので当該評価を行いました。施工体制審査においては、1項目でも施工体制に問題があると認めた場合にはマイナス10点を付与します。
- Q 県は低入札に対して品質確保の視点から厳しく対応していることでしょうか。
- A はい。

【審議事項3について】

- Q 地理的条件の欄の順位について説明してください。
- A 会社から現場までの距離が短い順に指名の優先順位をつけております。
- Q 当初の入札が不調となったとのことですが、1者も手が上がらなかったのですか。
- A 総合評価条件付一般競争入札で6件を同時に分離分割により発注しておりました。当該案件については、3者が参加しておりましたが、うち1者が辞退、残りの2者が別工事を落札済みとなり、入札不調となりました。
- Q 辞退者はいつ辞退を行ったのですか。
- A 開札時に入札書が提出されなかったため、開札時点で辞退の扱いとしております。
- Q 予定価格は事前公表ですか。
- A はい。
- Q 入札を辞退することによるその後の指名選考への影響はありますか。
- A 全く影響はありません。
- Q 当初入札が不調となり、工期の都合上総合評価付一般競争入札ではなく指名競争入札になったことで、品質確保上の問題はありませんでしたか。
- A 格付の高い業者、技術力を必要とする木造工事の実績を有する業者を指名業者に含めるなど配慮した上で入札を実施しました。
- Q 当初の入札が不調となったと聞きましたが、設計金額を見直した上で発注を行ったのですか。
- A 応札者はおり、価格の問題ではないと考え、設計は変更せず、最新単価への入れ替えを行った上で発注しております。

【審議事項4について】

- Q 標準の指名業者数は12者です。なぜ11者を指名したのですか。
- A 2者を限度として増減を行うことができるため、11者としました。
- Q 落札者以外の応札者の入札金額が全て同額(予定価格)であるが、この結果をどのように考えていますか。
- A 推測になってしまいますが、予定価格を事前公表し、供用中の下水道ポンプ施設における工事ということで、臭気の中、劣悪な狭い空間での作業になります。また、これまで当該地区でこのような工事の発注が無かったことから損益が読めない応札者が多く、このような結果になったのではないかと考えております。
- Q 予定価格を決めるにあたり、参考見積もりを取ったとのことですが、どのような方法で行いましたか。
- A 供用中の下水道ポンプ施設における工事ということで、臭気や衛生管理にも配慮した標準的な歩掛りが無いため、参考見積もりを依頼しました。
- Q 参考見積もり金額を予定価格作成の参考にしたのですか。
- A はい。最低の見積金額を予定価格としました。
- Q 本来該当する一般競争入札ではなく、指名競争入札に切り替えてもよい案件であると判断した理由を教えてください。
- A 国の補正予算により執行する工事については早期執行を求められており、年度内の発注を行うため、品質確保の視点から業者選定においても配慮し、「平成28年度9月補正予算及び台風9号等による災害復旧に係る競争入札の取扱いについて」(県土整備部長通知)に基づき指名競争入札による発注を行いました。

【審議事項5について】

- Q 復旧工事(平成28年度27年発生林道災害復旧事業外 災害復旧工事)の追加工事として随意契約で発注していますが、当該追加工事は、復旧工事を実施する段階で必要な工事であることが予測できなかったのでしょうか。
- A 現場の掘削作業をして土質の状況が明らかになり、初めて追加工事が必要であることが判明しました。
- Q 随意契約を行うことによって削減できた経費の額を教えてください。
- A (予定価格ベースで)561,000円です。同一業者が施工する場合には、間接工事費の一部が削減でき、急峻な地形での作業における作業の安全確保や工期の短縮も図ることができます。
- Q 随意契約にあたり、相手方から見積もりを取った上で設計を行ったのですか。
- A 県独自に設計を行い、その後相手方に見積もり合わせをしております。
- Q 追加工事は、国庫補助対象工事ですか。
- A 国庫補助対象ではありません。
- Q 設計変更ではなく、別発注にした理由を教えてください。
- A 当初の復旧工事に含まれていない追加工事であるため、別発注としております。
- Q 見積もりを2回行っていますが、予定価格に達しない場合は何度まで見積もりを実施しますか。また、随意契約でない形で発注することもあるのでしょうか。
- A 3回を限度として実施できます。3回を超過した場合には、設計を見直し発注の仕方を検討することになります。

